

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛省の職員の育児休業等に関し政令で定める事項） 第一条 国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「法律」という。）第二十七条第一項において準用する法第三条第一項、第四条第二項、第六条第二項（法第十四条及び第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条、第十二条第一項及び第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条、第二十三条第一項、第二十六条第一項から第三項まで並びに第二十八条に規定する政令で定める事項については、次条及び第三条に定めるところによるほか、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。</p>	<p>（防衛省の職員の育児休業等に関し政令で定める事項） 第一条 国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「法律」という。）第二十七条第一項において準用する法第三条第一項、第四条第二項、第六条第二項（法第十四条及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条、第十二条第一項及び第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条、第二十三条第一項、第二十六条第一項並びに第二十八条に規定する政令で定める事項については、次条及び第三条に定めるところによるほか、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。</p>